

# 珠洲市津波避難計画



令和元年6月7日

珠洲市

## 珠洲市津波避難計画 目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1
第2章 避難計画	3
1 津波浸水想定区域	3
2 津波避難対象地域	5
3 避難経路	8
4 指定緊急避難場所（津波）	9
5 津波避難ビル	9
6 津波避難困難地域	10
7 避難の方法	11
第3章 初動体制	12
1 連絡・参集体制	12
第4章 避難誘導等に従事する者の安全の確保	13
第5章 津波情報等の発表・伝達	13
1 津波警報・注意報の種類及び警報・注意報の発表基準等	13
2 津波警報等の伝達	15
3 地震及び津波警報等発表の流れ	16
第6章 避難指示等の発令	17
1 発令基準	17
2 伝達方法	17
第7章 津波対策の教育・啓発	17
第8章 避難訓練	17
第9章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	18
第10章 避難行動要支援者の避難対策	18
第11章 津波防災対策の啓発	18
別表 指定緊急避難場所（津波）	19

## 第1章 総則

### 1 目的

この計画は、津波対策の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの間、円滑な避難を行い、津波災害から住民等の生命と身体の安全を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 計画の修正

この計画は、市内各地区の自主防災組織等が作成する避難計画等との整合性を図り、必要があると認められるときは、これを修正する。

### 3 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

#### (1) 津波浸水想定区域

石川県が平成29年5月に発表した石川県津波浸水想定区域図に基づき設定したもので、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）をいう。

#### (2) 津波避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。

#### (3) 避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

#### (4) 避難路

避難する場合の道路で、市が指定に努める。

#### (5) 避難経路

避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が地域の実情に応じて設定するものであり、必ずしも指定避難路とは一致しない。

#### (6) 緊急避難場所

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市長が指定する。

（災害対策基本法第49条の4）

生命を守ることを優先するため、指定避難所とは異なり備蓄物資等が整備されていないこともあり得る。

#### (7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、津波避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。

(8) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。

(9) 指定避難所

被災者が一定期間滞在するための施設で、政令で定める基準に適合する公共施設等を市長が指定する。

市は食料、飲料水、毛布等の避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

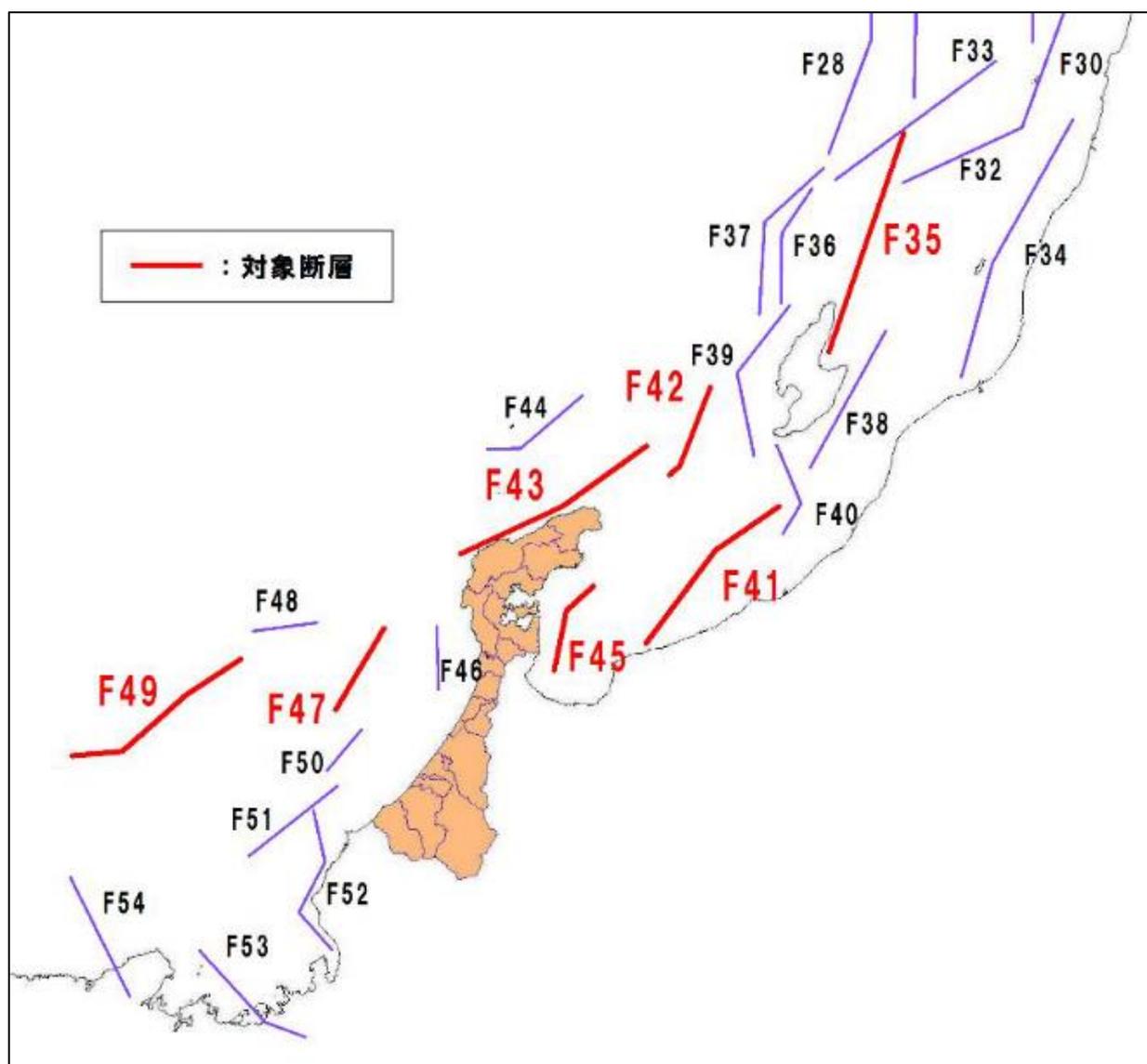
## 第2章 避難計画

### 1 津波浸水想定区域

#### (1) 対象となる断層

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成26年8月に国から日本海側における統一的な津波断層モデルが示されたことを受け、石川県は、石川県に最大の津波をもたらす7断層を決定し、津波浸水想定を設定した。

対象となる断層は、F35、F41、F42、F43、F45、F47、F49で、珠洲市に影響する断層は、F35、F41、F43である。



(2) 浸水面積

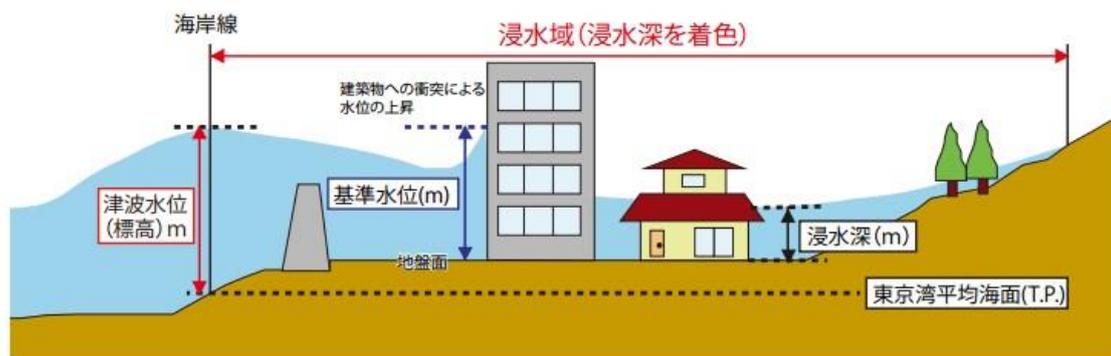
区 分	浸水面積 (k m <sup>2</sup> )
住 居 地 域	4. 2 2
非 住 居 地 域	7. 0 0
合 計	1 1. 2 2

(3) 津波が最も高くなるケース

地点名	断層	影響開始時間	最大津波高	最大津波到達時間
真浦	F 3 5	4 5分	8. 2 m	8 1分
長橋	F 3 5	4 3分	6. 3 m	8 1分
馬縹	F 3 5	4 1分	6. 0 m	8 2分
高屋	F 4 3	1分未満	5. 9 m	1分
折戸	F 4 1	1 5分	7. 6 m	2 0分
狼煙	F 4 1	1 3分	1 2. 1 m	1 8分
寺家	F 4 1	1 3分	1 5. 2 m	1 6分
小泊	F 4 1	1 0分	2 0. 0 m	1 5分
蛸島	F 4 1	1 1分	8. 9 m	1 7分
飯田	F 4 1	1 5分	8. 5 m	2 1分
鵜飼	F 4 1	1 5分	6. 4 m	2 3分

(4) 津波が最も早く到達するケース

地点名	断層	影響開始時間	最大津波高	最大津波到達時間
真浦	F 4 3	1分未満	3. 3 m	1分
長橋	F 4 3	1分未満	3. 1 m	1分未満
馬縹	F 4 3	1分未満	3. 6 m	1分
高屋	F 4 3	1分未満	5. 9 m	1分
折戸	F 4 3	1分未満	5. 3 m	3分
狼煙	F 4 3	1分未満	4. 7 m	3分
寺家	F 4 3	5分	3. 4 m	2 7分
小泊	F 4 3	1分	2. 0 m	4 2分
蛸島	F 4 3	2分	1. 8 m	4 4分
飯田	F 4 3	2分	2. 2 m	3 9分
鵜飼	F 4 3	3分	4. 8 m	3 6分



【参考】津波浸水想定区域及び基準水位のイメージ図

## 2 津波避難対象地域

津波避難対象地域は、次の点に留意して指定する。

- (1) 原則として町会単位で指定する。
- (2) 津波浸水想定区域は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、想定よりも大きな津波が発生する可能性がないとはいえないことから、町会の一部のみ浸水すると予想される場合であっても、町会全体を津波避難対象地域として指定する。

津波避難対象地域の一覧

(平成31年4月1日現在)

町 会	世帯数 (世帯)	人口 (人)
宝立町柏原区	43	93
宝立町金見区	28	54
宝立町宗玄区	30	83
宝立町中鵜島区	31	82
宝立町上稲荷区	33	83
宝立町下稲荷区	24	48
宝立町白山区	33	85
宝立町上八幡区	27	62
宝立町下八幡区	21	53
宝立町朝日区	49	124
宝立町南町区	71	184
宝立町見付区	54	121
宝立町住吉区	40	84
宝立町本町区	33	79
宝立町常盤区	30	74
宝立町上中ノ釜区	48	100
宝立町下中ノ釜区	54	148
宝立町中野区	44	108
第三長寿園	18	18
上戸町第2区	18	73
上戸町第3区	76	210
上戸町第4区	50	110
上戸町第5区	58	123
上戸町第6区	54	114
上戸町第7区	67	173
上戸町第8区	83	203
上戸町第9区	62	134
上戸町第10区	13	32
飯田町鍛冶町第1区	41	82
飯田町鍛冶町第2区	23	33
飯田町栄町第1区	31	71
飯田町栄町第2区	93	205
飯田町栄町第3区	57	131
飯田町大町区	19	39
飯田町西寺町第1区	21	43
飯田町西寺町第2区	38	91
飯田町南町区	67	160

町 会	世帯数（世帯）	人口（人）
飯田町南浜町区	2 3	4 6
飯田町今町区	4 4	1 4 1
飯田町港町区	1 7	2 9
飯田町吾妻町1区	7 2	1 7 0
飯田町吾妻町2区	7 9	1 7 6
野々江町天神町区	4 1	1 0 5
野々江町大島田区	9 9	2 1 5
野々江町中島田区	6 6	1 9 1
野々江町西中町区	2 2	6 0
野々江町東中町区	1 8	4 3
野々江町杉乃木区	4 6	1 0 5
野々江町本江寺区	6 4	1 8 7
熊谷町浜区	1 6	4 7
熊谷町中・表区	4 1	1 0 1
正院町立町区	7 5	1 7 1
正院町三社口区	2 0	4 6
正院町西浜区	3 4	8 3
正院町神明町区	3 2	7 1
正院町八幡町区	3 3	8 2
正院町大町区	2 5	4 3
正院町御城区	1 8	3 9
正院町今町区	2 4	6 0
正院町東浜区	1 8	3 4
正院町前浜区	3 2	7 6
正院町黒滝区	3 4	8 2
正院町狩の区	4 9	8 8
蛸島町諏訪町区	1 1	3 7
蛸島町前ノ浜区	3 5	7 8
蛸島町中貝蔵区	1 9	5 3
蛸島町本貝蔵区	5 1	1 1 8
蛸島町東貝蔵区	5 7	1 4 7
蛸島町島ノ地区	3 7	7 1
蛸島町仲町区	1 5	3 4
蛸島町本仲町区	3 5	6 3
蛸島町東仲町区	2 3	5 0
蛸島町仲脇区	2 7	7 0
蛸島町西脇区	1 9	4 6
蛸島町脇浜本町区	2 6	6 3
蛸島町東脇区	4 1	9 6

町 会	世帯数（世帯）	人口（人）
蛸島町今町区	33	87
蛸島町桜町区	10	14
蛸島町栄町区	72	182
蛸島町旭町区	40	97
三崎町雲津区	83	209
三崎町小泊区	75	199
三崎町伏見区	35	101
三崎町高波区	23	54
三崎町引砂区	66	179
三崎町宇治区	50	128
三崎町森腰区	75	166
三崎町粟津区	74	175
三崎町寺家大浜区	43	103
三崎町寺家川上本町区	29	74
三崎町寺家下出区	42	98
三崎町寺家塩津上野区	47	126
狼煙町第1区	53	114
川浦町区	23	52
折戸町区	56	123
真浦町区	29	56
仁江町区	28	83
清水町区	29	67
片岩町区	34	58
長橋町区	42	85
大谷町第1区	70	146
馬縹町赤神区	10	28
馬縹町区	78	177
高屋町区	59	125
総計	4,328	10,233

### 3 避難経路

避難経路は、次の点に留意し設定する。

- (1) 崖崩れ、家屋の倒壊等による危険が少なく、幅員が十分あること。
- (2) 橋梁等を有する道路を設定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- (3) 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としないこと。
- (4) 避難経路は、原則として津波の進行方向と同方向に避難するよう設定すること。

#### 4 指定緊急避難場所（津波）

指定緊急避難場所は、次の点に留意し指定する。

- (1) 原則として避難対象地域から外れていること。
- (2) 原則としてオープンスペースとするが、建物を指定する場合は、耐震性が確保されていること。
- (3) 周辺に崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- (4) 想定を上回る津波も考えられることから、更に近くの高台に避難できる場所が確保できる場所が望ましいこと。
- (5) 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること。（1人あたり1㎡以上を確保すること）

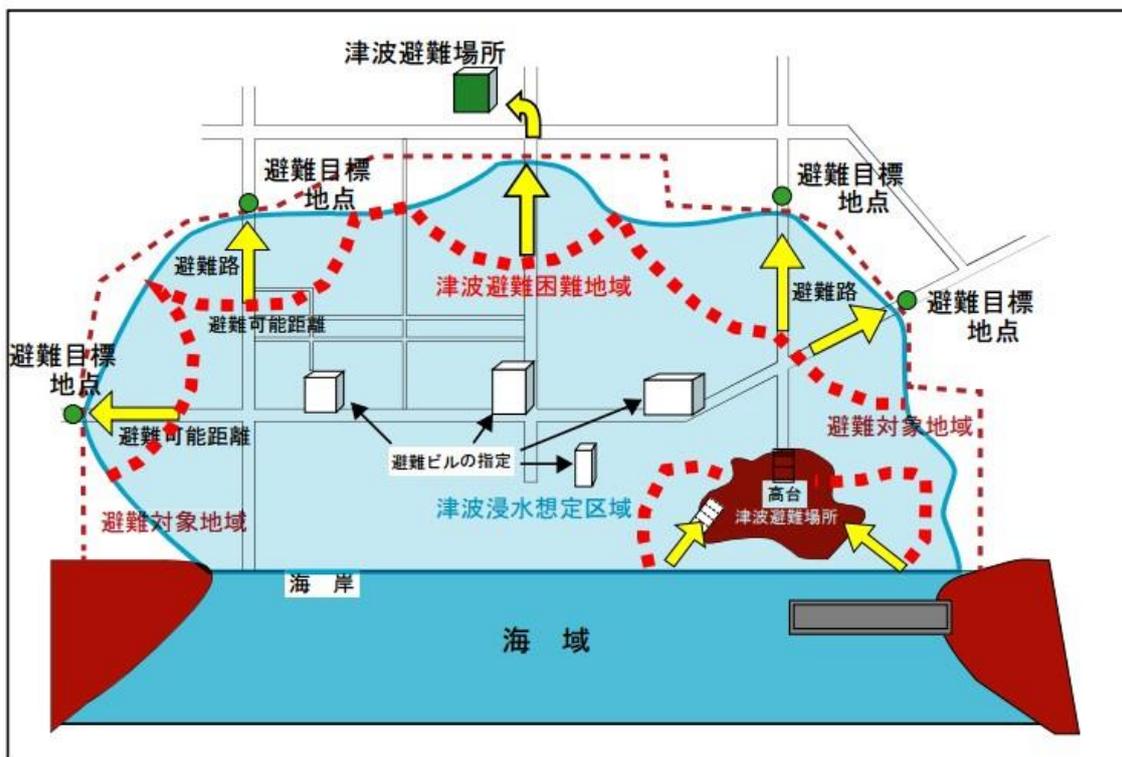
#### 5 津波避難ビル

津波避難ビルは、次の点に留意し指定する。また、所有者・管理者と避難時の使用について必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

- (1) 耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、又は、新耐震基準（昭和56年6月改正）に適合している建築物を基本とすること。
- (2) 原則としてRC（鉄筋コンクリート）またはSRC（鉄骨鉄筋コンクリート）構造物の建物を指定すること。
- (3) 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- (4) 直接海に面していないこと。
- (5) 進入口への円滑な誘導が可能であること。

## 6 津波避難困難地域

珠洲市における津波避難困難地域は、以下の手法で指定するとともに、指定された津波避難困難地域に対しては、津波避難ビル等の指定など避難方法の検討を行なう。



津波避難計画策定におけるイメージ図

### (1) 避難可能距離の設定

津波到達予想時間と歩行速度から避難可能距離を設定する。

歩行速度は1.0 m/秒を目安とし、最長で直線500 mを目安とする。ただし歩行困難者、身体障害者、乳幼児などは、さらに歩行速度が低下することも考慮する必要がある。

避難開始時間は、地震発生後2分後に避難を開始できるものとする。

なお、この設定はより遠方へ避難することを制限するものではない。

これらのことから、珠洲市における避難可能距離は以下のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{避難可能距離 (範囲)} &= (\text{歩行速度}) \times (\text{想定津波到達時間} - \text{避難開始時間}) \\ &= 1.0 \text{ m/秒} \times (\text{想定津波到達時間} - 2 \text{ 分}) \end{aligned}$$

※消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (平成25年3月)」より

(2) 珠洲市における津波避難困難地域は(1)を基準として以下のように設定した。

避難困難地域一覧及び対応

地域	対応
鵜島地区沿岸部	・ 指定避難路の指定
鵜飼地区 (見附島周辺～鵜飼漁港～春日野沿岸)	・ 津波避難ビルの指定 (宝立小中学校4階、第三長寿園) ・ 指定避難路の指定
上戸町寺社から上戸町北方の沿岸部	・ 津波避難ビルの指定 (上戸小学校3階) ・ 指定避難路の指定
飯田町沿岸部 (飯田港付近から吾妻町)	・ 津波避難ビルの指定 (珠洲商工会議所・旧珠洲消防署訓練塔)
野々江町から熊谷町の沿岸部	・ 津波避難ビルの指定 (珠洲市総合病院3階、直小学校3階) ・ 指定避難路の指定
正院町の沿岸部	・ 自主防災組織による指定緊急避難場所の整備 (殿山) ・ 指定避難路の指定
蛸島町～三崎町雲津沿岸部	・ 津波避難ビルの指定 (蛸島小学校3階、市営野球場観客席、珠洲ビーチホテル) ・ 指定避難路の指定
三崎町小泊～伏見～高波沿岸部	・ 指定緊急避難場所の指定 ・ 指定避難路の指定
三崎町引砂～宇治～森腰～栗津沿岸部	・ 津波避難ビルの指定 (三崎中学校3階) ・ 指定避難路の指定
三崎町寺家沿岸部	・ 指定避難路の指定
狼煙町沿岸部	・ 指定避難路の指定
川浦町全域	・ 指定避難路の指定
折戸町沿岸部	・ 指定避難路の指定
高屋地区沿岸部	・ 指定避難路の指定
馬縞町沿岸部	・ 指定避難路の指定
大谷町～長橋町～片岩町沿岸部	・ 指定避難路の指定
清水町～仁江町～真浦町沿岸部	・ 指定避難路の指定

7 避難の方法

(1) 避難方法は原則徒歩によるものとする。

(2) 指定緊急避難場所及び津波避難場所までの距離が相当ある場合や、避難行動要支援者の円滑な避難が非常に困難等の理由により、徒歩以外の避難を検討する場合は、自主防災組織等があらかじめ集落内にて、渋滞や交通事故、徒歩による避難者の避難を妨げるおそれ等を考慮の上実施すること。

### 第3章 初動体制

#### 1 連絡・参集体制

##### (1) 動員体制

災害が発生した場合、又は発生が予想される場合、災害応急対策を迅速的確に実施するためあらかじめ災害応急対策責任者は、必要な要員及び出動体制を確立して所属職員に周知徹底しておく。

なお、職員の動員体制は次のとおりとする。

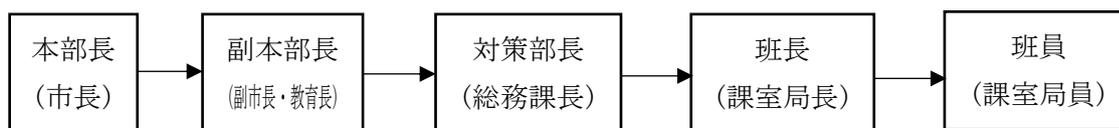
配備体制	動員基準	動員対象
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市管内に津波注意報が発表されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課職員及び危機管理室職員</li> <li>あらかじめ定められた各課・室の防災担当職員</li> </ul>
対策本部設置体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市管内に津波警報・大津波警報が発表されたとき。</li> <li>相当規模の災害が予想され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。</li> <li>災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。</li> <li>災害救助法が適用され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員</li> </ul>

##### (2) 職員の自主参集基準

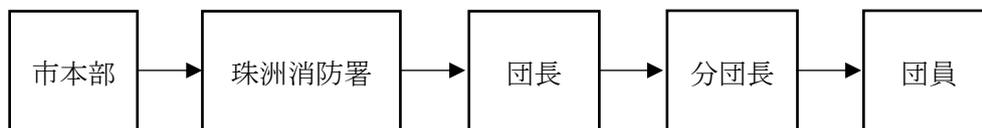
職員は、休日、又は勤務時間外であっても常に災害気象情報に留意し、津波注意報が発表されたとき、その他本部配備体制の基準に該当する災害の発生が予想されたときは自主的に参集する。

(3) 本部における職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき、次の系統で伝達し、動員する。

ア 災害対策本部



イ 珠洲市消防団



※ただし、直ちに自主参集することが困難な場合は、最寄りの関係の機関に参集し、応急活動に従事するとともに、本部へ報告し、指示を受ける。

#### 第4章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

市は、消防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

#### 第5章 津波情報等の発表・伝達

##### 1 津波警報・注意報の種類及び警報・注意報の発表基準等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

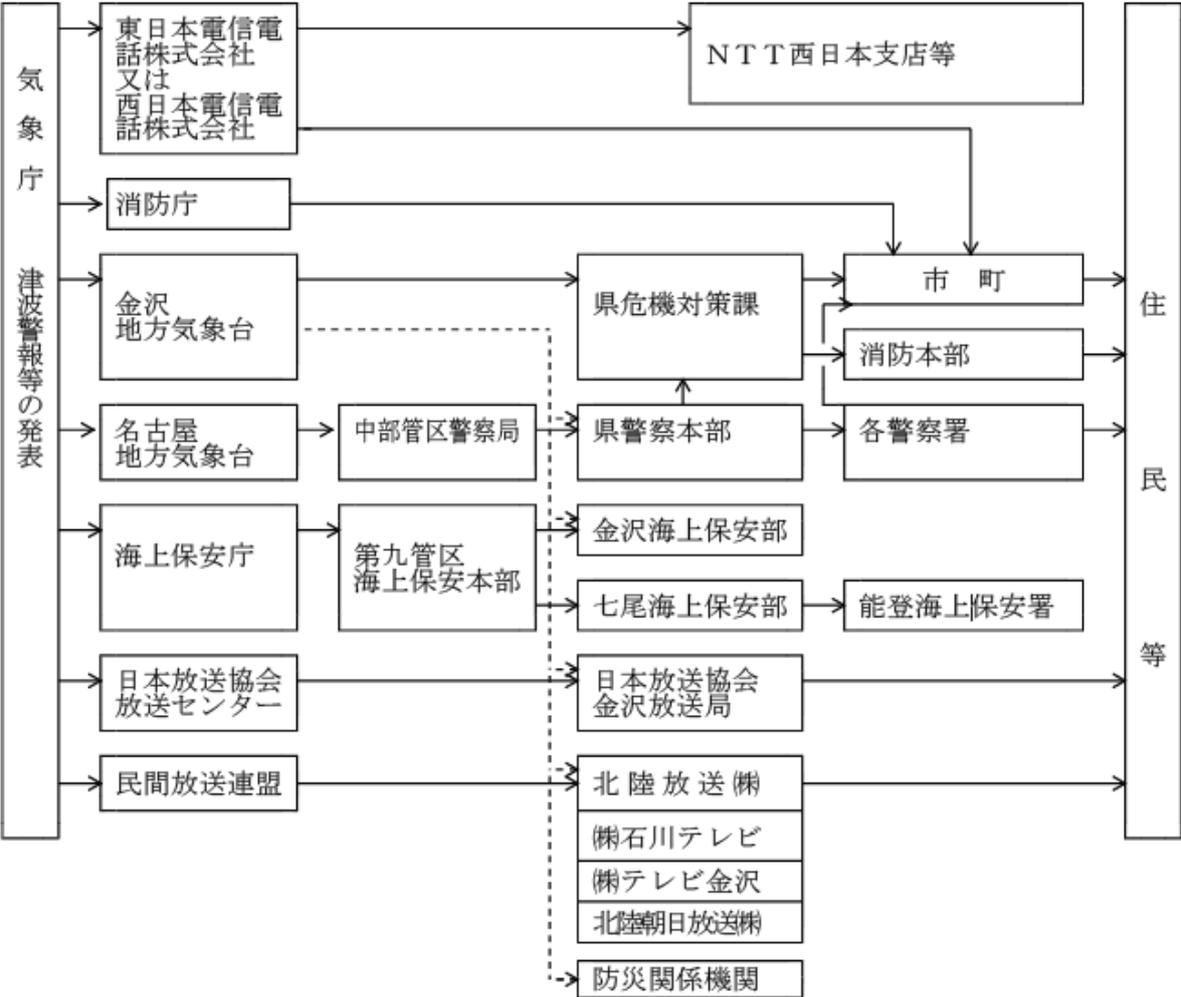
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	<p>(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	<p>(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</p>

## 2 津波警報等の伝達

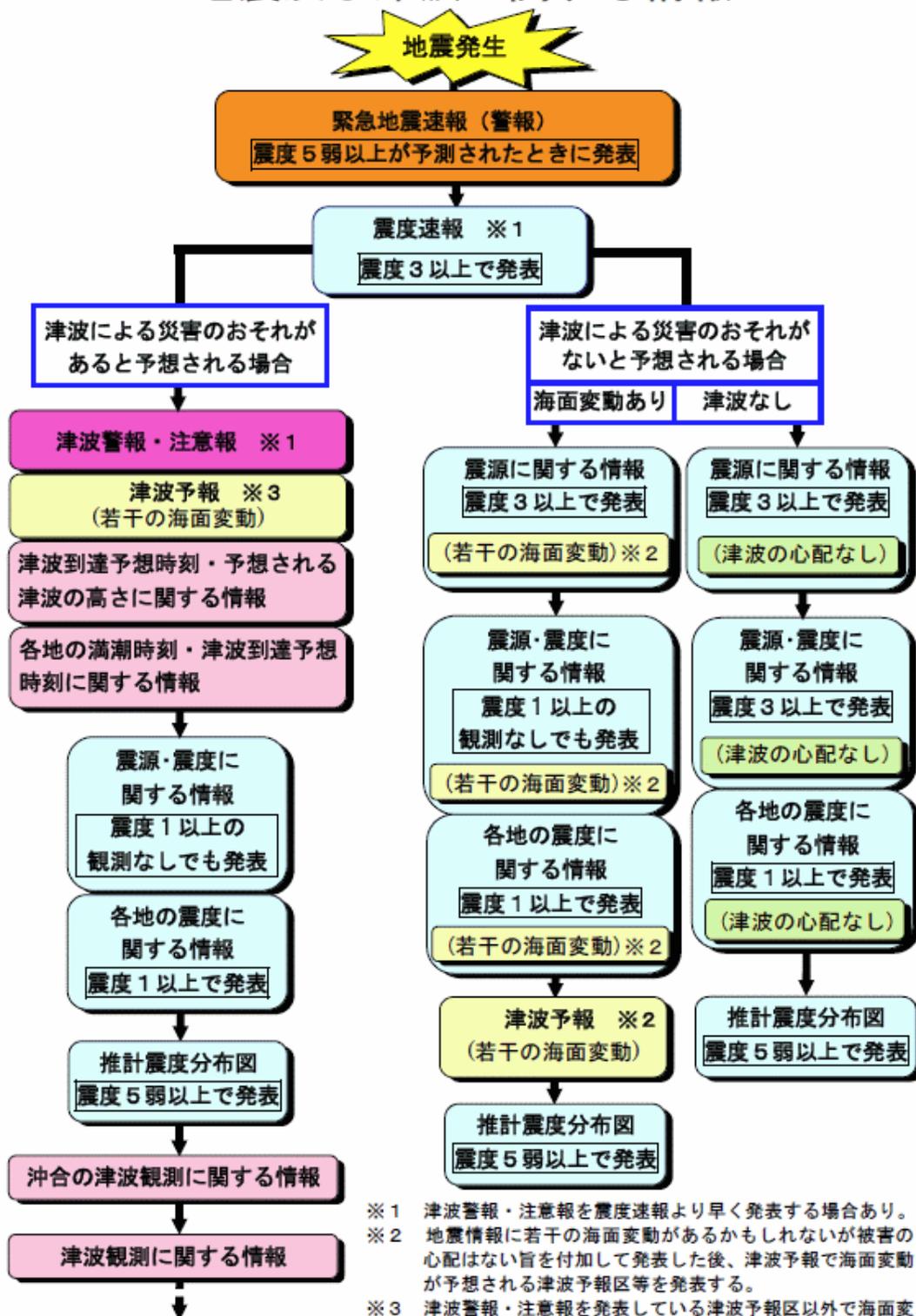
気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

津波警報等伝達系統図



3 地震及び津波警報等発表の流れ

地震及び津波に関する情報



※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。  
 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。  
 ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

## 第6章 避難指示等の発令

### 1 発令基準

津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

避難指示（緊急）については、以下の基準に基づき発令する。

- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合
- ・ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合。
- ・ 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められた場合
- ・ 震度4程度以上の地震を感じたが、情報伝達システムの異常等により津波注意報、津波警報が伝達されない。

### 2 伝達方法

市長は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

## 第7章 津波対策の教育・啓発

- ・ 自主防災組織、消防団員、ボランティア、事業所の防災担当者等について、市のふれあい講座等を積極的に受講してもらい、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。
- ・ 津波に対する知識と備えを身につけてもらうため、教育委員会と共同で小・中学生を対象とした講演会・研修会等の実施に努める。（内容：津波の体験者、専門家等を招いた講演等）
- ・ 強い地震（震度4以上）を感じたとき、また弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波注意報や警報以上が発表されていない状態でも、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難の重要性を徹底する。

## 第8章 避難訓練

津波からの円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、自主防災組織と連携し、住民が主体となった津波避難訓練を毎年1回以上実施するよう努めるものとする。また、避難訓練は、多くの地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に対する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法、問題点等の検証を行う。

## 第9章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

次の点に留意の上、観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を定める。

### (1) 情報伝達

防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、広報車等の複数の方法により確実な伝達に努める。

### (2) 避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

観光客等、地理的不案内な外来者等への避難対策として、海拔・津波想定高表示看板、避難路誘導標識及び避難場所を示した看板等を設置する。

### (3) 釣り客等への啓発

釣り客等に対して、津波に対する心得、津波の危険性などを記載したチラシを釣具店等で配布するなど、関係事業者と連携して啓発を行う。

## 第10章 避難行動要支援者の避難対策

津波避難において、避難行動要支援者となりうる者（情報伝達面、行動面、地理不案内の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるに当たっては、避難行動要支援者となりうる要因に応じて、次の点に留意する。

### (1) 情報伝達

津波注意報・警報や避難勧告・指示などの伝達手段やその内容について、事前に要支援者の理解を深めるよう努める。

日頃から支援者等を通じて防災情報を伝達する複数の手段などの確立に努める。

### (2) 安否確認

市は、要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。また、必要に応じて地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

### (3) 避難行動の援助

市は、平時から地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、要支援者の把握に努め、避難行動に際しては、より迅速で安全に実施できるよう必要な情報の提示や装備の充実を図る。

## 第11章 津波防災対策の啓発

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から逃げることであり、住民の津波避難意識を高めるため、市の広報やホームページなど様々な機会をとらえて津波の特性、避難時の心得、避難方法などについて啓発を行う。

別表 指定緊急避難場所（津波）

津波による、切迫した危険から命を守るために、一時的に避難する場所です。

地区名	名称	標高 (m)	津波避難ビル	備考
宝立	国道 249 号(松波鵜島ハ <sup>ス</sup> パスA)	34.90		
宝立	国道 249 号(松波鵜島ハ <sup>ス</sup> パスB)	31.00		
宝立	国道 249 号(松波鵜島ハ <sup>ス</sup> パスC)	29.30		
宝立	国道 249 号(松波鵜島ハ <sup>ス</sup> パスD)	30.30		
宝立	市道 61 号線(稲荷神社裏山)	53.90		
宝立	白山神社(南黒丸)	16.00		
宝立	農道宝立 45 号線(南黒丸)	16.40		
宝立	市道 63 号線(びや坂)	12.80		
宝立	たら山台地	28.20		
宝立	旧宝立小学校体育館	18.00		
宝立	柏原集会所	13.40		
宝立	宝立小中学校(4階)	16.20	○	
宝立	高井集会所			
宝立	中野山道 ①	26.90		
宝立	中野山道 ③	20.00		
宝立	長寿園	16.50		
宝立	大畠台地	28.80		
宝立	旧谷崎街道	19.50		
宝立	第三長寿園(屋上)	16.00	○	
上戸	市道 741 号線	18.10		
上戸	市道 95 号線	19.50		
上戸	隨念山	19.20		
上戸	清水山 ①	22.50		
上戸	清水山 ②	19.20		
上戸	高照寺	16.30		
上戸	上戸小学校(3階)	10.30	○	
上戸	さんぺい山	15.00		
上戸	珠洲消防署	15.50		
上戸	珠洲市役所(5階)	20.50	○	
飯田	飯田小学校	23.10		
飯田	春日神社	12.30		
飯田	旧珠洲消防署訓練塔(5階・屋上)	14.10	○	
飯田	珠洲商工会議所(4階)	13.80	○	
若山	石川県珠洲第 1 職員住宅	21.30	○	
直	飯田高等学校駐車場・グラウンド	21.90		
直	珠洲市総合病院(3階)	13.70	○	
直	緑丘中学校	13.30		
直	直小学校(3階)	11.80	○	

地区名	名称	標高 (m)	津波避難ビル	備考
直	上水道正院配水池	50.10		
正院	勸涛山(かんどやま)	19.10		
正院	殿山	32.20		
正院	黒瀧城跡地	33.60		
正院	平床集会場	35.00		
蛸島	のとスターラインA	18.90		
蛸島	のとスターラインB	30.90		
蛸島	のとスターラインC	30.30		
蛸島	のとスターラインD	23.50		
蛸島	のとスターラインE	22.70		
蛸島	弁天近隣公園	19.70		
蛸島	蛸島小学校(3階)	14.30	○	
蛸島	市営野球場(観客席)	12.00	○	
蛸島	珠洲ビーチホテル(6階)	27.70	○	
蛸島	山王の森	20.00		
三崎	市道 56 号線(雲津上野付近)	21.00		
三崎	市道 56 号線(荒池付近)	23.30		
三崎	白山神社(雲津)	23.00		
三崎	市道 587 号線三叉路(小山田付近)	19.20		
三崎	県道 28 号線	19.50		
三崎	小泊共同墓地駐車場	21.80		
三崎	市道 56 号線(長池付近)	25.70		
三崎	旧伏見葉タバコ乾燥場前	22.00		
三崎	高波高台	22.50		
三崎	松森神社	20.80		
三崎	みさきデイサービスセンター前	20.60		
三崎	三崎中学校(3階)	16.40	○	
三崎	森腰台地	25.00		
三崎	栗津井田地内	10.20		
三崎	林道栗津線	12.50		
三崎	栗津遠山	28.20		
三崎	栗津帆上	27.00		
三崎	大浜田尻上野	24.60		
三崎	げんべい坂	25.90		
三崎	川上本町集会所	19.60		
三崎	下出集会場	22.70		
三崎	須々神社	21.00		
三崎	専称寺	22.20		
三崎	塩津上野集会所	25.00		
日置	県道 28 号線(狼煙ポケットパーク)	28.80		
日置	狼煙館裏山	30.50		

地区名	名称	標高 (m)	津波避難ビル	備考
日置	禄剛崎灯台台地	42.60		
日置	狼煙運動公園	31.20		
日置	狼煙林道	28.00		
日置	市道 246 号線	60.60		
日置	等覚寺	19.40		
日置	県道 28 号線(川浦バス停)	26.90		
日置	旧日置小中学校	28.00		
日置	市道 252 号線(折戸)	23.40		
日置	県道 28 号線(木の浦隧道待避所)	36.50		
日置	木ノ浦ビレッジ駐車場	33.60		
大谷	新保山出 ①	34.30		
大谷	新保山出 ②	70.90		
大谷	市道 253-1 号線(角内出)	40.00		
大谷	円龍寺	16.20		
大谷	市道 268 号線	31.20		
大谷	新地谷地内 ①	32.80		
大谷	新地谷地内 ②	35.10		
大谷	市道 38 号線	17.10		
大谷	守禅寺	16.30		
大谷	市道 272 号線	22.20		
大谷	馬縷児童公園	38.40		
大谷	本光寺	33.10		
大谷	国道 249 号線 (大谷峠登り口(大谷側))	18.00		
大谷	高山	17.10		
大谷	旧西部小学校跡地	44.10		
大谷	廣栄寺	15.60		
大谷	市道 284 号線(末光山)	32.40		
大谷	曹源寺	35.20		
大谷	市道 244 号線(抜針神社裏道)	26.70		
大谷	海蔵寺	26.90		
大谷	白山神社(清水)	39.50		
大谷	農道大谷 525 号線	37.90		
大谷	林道仁江線	27.20		
大谷	白山神社(真浦)	30.20		